

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年9月17日(火) 13時30分～

2 場 所 田布施町保健センター 多目的ホール AB

3 出席者
委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集
積計画の決定について

議案第5号 現況証明について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 永 田 洋 一

署名委員 田 熊 享 子

議長 ただ今から、令和6年第9回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と田熊委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『議案第5号 現況証明について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案の説明に戻ります。議案第1号1番についてですが、先日代理人の行政書士より申請を取り下げる旨の申し出がありましたので報告いたします。

議長 それでは次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より北西3.2kmに位置する農用地です。位置は3条ー2で示しています。取得目的は経営規模の拡大です。借受人である法人が、この度経営規模の拡大を目的に新たな農地を探していたところ、事業縮小を検討していた貸付人の農地が見つかったため、賃借権の設定による申請が提出されました。借受人は和木町に本社を構える農地所

有適格法人以外の一般法人であるため、通常の権利設定ではなく、農地法第3条第3項に基づく、解除条件付きの貸借となります。この場合、借受人が農地を適正に利用しない場合は、賃貸借契約の条件により、貸付人が契約を解除するか、農業委員会が勧告し、最終的には許可の取消を行うこととなっています。農地の利用計画については、花壇用花苗や、切花用の花、樹木苗等の生産を行う予定としており、作業は熊毛在住の従業員及び和木町在住の従業員とで、通いで行っていくとのことでした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 この土地は、はぜの木という町の木があるんですけども、その近くです。〇〇園芸さんが長きに渡って園芸をされておられましたが、3～4年前かな、〇〇園芸さんが規模縮小ということで、ハウスがたくさんあるんですけども、あとをやってもらう人がいないということで、ずっと空いた状態になっておりました。で、この度ですね、〇〇園芸さんという方がですね、色々大規模に園芸とかされておられまして、今のハウス、かなりハウスの棟数があるのですが、これを活用出来るということでお受けになられたということを聞いておりますので、今の土地の活用につきましても非常に良いことではないかと思っております。

田熊委員 問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。まあ、せっかくの施設ですから利用してもらう方がいいと思いますし、さっき事務局の方からも話がありましたが、農地利用適格法人でないんで、他の目的で利用しているということならば、そこで止める権利があると、ということです。そういうことなのですが、よろしいでしょうか。特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案の

とおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案の説明に入る前に、議案の内容について一部訂正がございます。転用目的の欄に自己用住宅とありますが、正しくは農家住宅ですので訂正をお願いいたします。申し訳ありません。議案の説明に戻ります。

ページ番号5から6を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西3kmに位置する第二種農地です。位置は4条ー1で示しています。転用目的については、農家住宅の敷地拡張です。なお、こちらの申請地については違反転用状態ですので、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありましたので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 この土地は城南で言いますと、石の口というところになるのですが、周りは県営の圃場整備をしております、この土地の右側にですね、後で出ますけれども子供さんの、後継者の子供さんの住宅を建てるということです。この度、土地の境界をきちんとされたらこういう状態であったということです。本人はそういった悪気はなしに、建ってから10年以上経っているんですけれども、境界がはっきりしていなかったというの也有りますが、この度子供さんが家を建てられますので、測量屋さんにきちんと測っていただいたらこういうことだったのではないかと思います。ということで、始末書も出ておりますし、きちんと整理をされたいということで問題はないと思います。

田熊委員 問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。あの、田舎の農家の

土地については、こういうことがままあると。まあ悪気はないんですが、農地法のことがなかなか理解されないために、自分の土地に作って何が悪いんかって逆に言い直る方もいらっしゃるんですが、まあそういうことで今回はっきり分かりましたんで、是正させてもらうということで良い方に進むと思います。よろしいですね。では、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号7から8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西3kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー1で示しています。転用目的については、自己用住宅です。こちらの申請地についても車が停まっており、違反転用状態ですので、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありましたので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

西本委員 この土地は先程説明いたしました土地の隣になりまして、この度息子さんが帰られて、家をつくって後の農業をやられるというので申請をされておられます。そして、下水の方も悩まれておりましたが、地域と相談されて排水路の方までパイプを引くとか、そういうので地域の方に迷惑にならないような対応をされているということで、まあ農業後継者ということで、非常に良いことではないかと思います。

田熊委員 問題ないと思います。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南0.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条-2で示しています。転用目的については、宅地分譲です。申請地は住宅化が進み、住宅の需要が見込めることから申請地を選定したとのこと。なお、開発行為許可申請書の提出があり、県より開発行為の許可が下り次第、同時許可となることを申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は中央南の住宅地の中にありますので別に問題はありません。

南委員 私ありません。逆に早く宅地にした方がポツンと田んぼがあるので、変な田んぼになっちゃってるのでね。水も無いからわざわざ上水のパイプがあって、水をやりよってです。まあそういうことで、やっところも宅地化が進んでいくということで町として良い方向に進んでいると思います。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 11 と 12 を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東約 1.9km に位置する第三種農地です。位置は 5 条－3 で示しています。

転用目的については、転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、申請地周辺の住民への説明及び事業者による自治会への事業説明を実施していることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 地元自治会への説明も行われ、届出書の提出もあったということで良いのではないかなと思います。

重森委員 はい、この土地につきましては 6 年前に譲渡人が経営規模拡大で取得しておりまして、それ以降全く耕作していないという状態です。ちょっとこれは問題があるのではないかということで、事務局と話をしました。その辺の話を譲渡人がなんか出しとるんよね。弁明書かなんか。

事務局 はい、申立書の提出がありまして、内容については、耕作が出来なかった経緯等が記載されておりました。

重森委員 でもそれはあの、最初から分かっていたことであって、私反対したんですよ、そのとき。出来ない。そしたらその当時の会長さんがまあ、経営規模拡大してんじゃけええんじゃないですかと、そしたら、通りまして。まあ本人は残土処理場か産廃の処理場かにするつもりじゃったんじやろうが、まあそれにならずに太陽光になるけ、少しはええかなと思うが。

南委員 ここは日当たりはあんまりようないよね。

事務局 そうですね。

重森委員 日当たりは短いね。

南委員 まあ荒地であるよりはええということでしょうか。水もあんまりこん

じゃろ？

重森委員 ない。

南委員 ないじゃろ？全然。

議長 まあはい、そういうことで農地として取得したのがまあ問題があったということですが、そのことの経緯も含めて農地じゃなくて太陽光発電に変わるという形で、まあ農用地に適さないところは仕方ないなという部分もありますので、まあ地元の了解も取れておれば良い方になると思いますので、話が合った通りです。他にありませんか。

重森委員 まああの、これについてはね、もうちょっと契約書やらなんやらきちんとしたものを出さして、何かしておかないとこういう状態が起きてしまうので。

議長 これからじゃろ？

重森委員 はい。

議長 これは（聞き取り不可）？

重森委員 そうです。今、〇〇自治会の方に残土処理場みたいな作っちゃるけ、そっち側があるけ今こっち側やらんかったんじゃろうと思う、おそらく。

議長 やけ目的外で取得したのが、本音かもしれんということですね。でも当時からずっとおかしかったんかもしれんね。

重森委員 そりゃ最初から見てから出来んっちゅーのは分かっちゃるんじゃけ。

議長 分かりました。

事務局 それではですね、今の補足的に説明させていただくと、我々もですね、県の方にもこういう相談というか状況でということ一度お話をさせてもらって、そうしたらですね、当然次もしこの同じ申請者の方が3条で経営規模拡大で、農地を取得したいという申出があった場合は、当然一度やっちゃっている状況なので、場合によれば不許可というような審議結果が出てしまっても、

それはもう致し方ないと。で、これを常習的にやり始めるとかなり問題なことではあるんですけども、今回については過去にやってる履歴はなかったですが、次からはより厳しく審議をしてくださいというお話でした。

小坂委員 いいですか。今の話で、ということは事務局としてはそういうことを過去に行った者が出てきた際には厳しくチェックをするということですか。

事務局 そうですね、目を光らせて確実にこの方はちょっと・・・という風に、ですね。今までも転用とかでちょっと悪質とまではいかないけれども、ちょっと怪しいものとかもあったりして、そういうものも我々の方で一応把握はしておって、次事務局が変わったときにもそこは必ずリストアップして引き継ぎするように心掛けてますので、そういった形で残しておこうと思います。

議長 はい、そういうことで色々問題があるとして、今後また同じようなことがないように厳重に注意できたらしていけたらと思います。その他ございますか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号14, 15に記載しておりますが詳しくは15ページをご覧ください。今回は新規15筆、38,760㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第5号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号16をご覧ください。申請地は、役場より南西0.9kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で現地を確認したところ、ガマが生い茂ってはいましたが、草刈り等を行うことにより、農地としての再生利用が困難ではないように見受けられました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地はですね、私の家から100mのところ、田んぼについては毎年シルバーで草刈りをされてますので、耕作は出来ると思います。で、一つ問題なのが、田んぼが4筆ありまして、真ん中のところに畑があります。畑につきましては、もうあの4、50年前から植林がされてますので、畑として耕作することは出来ません。地目は畑として残っているということは、農地転用がされていないということです。この地番につきましては始末書の提出が必要ではないかと思います。

南委員 そのお手元に写真があると思いますが、右側の一番下の写真の一番奥側がその言われた畑に植樹されているところ。で、あの斜めに綺麗に田ん

ぼが分筆してあるのは、上に高圧線が通ってる。右側に鉄塔があって、これずっと高圧線が通っているから分筆して登記がなってるみたいですが、まあ今ありましたように私もここは毎日通るところですからよく見てるんですが、地域に迷惑がかからないように時々シルバーで土手は刈ってありますし、年に1回ガマのところもシルバーが刈ってます。あの、水が直接来ないんですが、ここは結構いつも水があります。だから耕作しようと思えば、どうにか出来ます。そういう意味でこれを現況で認めたらこういう土地が町内たくさんあるので、全部それを認めるということになると後々大変なことになりますので、前例は作らないということでしたと思いますし、今塩田委員言われたように奥にある畑にはもう植樹をしてますので、これについては始末書を出していただくということできょうかなと思っております。よろしいでしょうか。

議長 特にご質問等ないようですので、議案第2号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和6年第9回田布施町農業委員会総会を閉会します。